

蒲契 第31-4号  
令和5年6月26日

## 指名停止について（通知）

このことについて、下記業者は「蒲郡市物品購入等の契約に係る指名停止等の措置要領」第3条第1項別表第2第9項に該当したため、下記のとおり指名停止としました。

### 記

- 1 指名停止理由  
該当者の使用人らが業務に関する詐欺の容疑で逮捕されたため。
- 2 指名停止業者  
近畿日本ツーリスト株式会社 三河支店（業者番号：2006182402）  
支店長 眞殿 卓治  
岡崎市康生通南3-1-1 岡崎東ビル3階
- 3 指名停止期間  
1か月 令和5年6月26日 ～ 令和5年7月25日